

遺

之レ無キ方寧ロ可ナラン之ヲ與フルモ泥濘ニ投スルト一般一杯ノ土未タ乾カサルニ遺産ハ最早煙散霧消シ從テ其遺産ヲ費ス間色々ノ惡事非行ヲ働キ一家ノ信用モ名譽モ破リ從テ父母ノ名ヲ汚シ本人ノ性質ハ一層放蕩ノ修行ヲ經テ不良トナリ結局其遺産人如此受産者子孫ガ愈不名譽不品行トナルノ媒介物トナリタルノミ其他何等ノ功能モナカルベシ遺産者ハ深ク注意スル所ナカルベカラズ

産

要スルニ受産者ノ性質モ宜ク遺産モ頗ル多シトモ正金ハ五分ノ一六分ノ一ニ超ユベカラズ以前正直ナル人モ手元ニ巨額ノ正金アリ且ツ壓制スル所ノ老爺監督者ナキ時ハ意馬心猿ノ何ントナク攪起セラレテ或ハ前日ノ「まじめ」ナルニ全ク反對シ放蕩トナルヲナシトモ云ヒ難シ兎角多少ノ正金手元ニ存留スレハ贅澤ハ免レサルヲナラン故ニ總テ遺産ニハ容易ニ正金ト爲ラサル者ヲ爲スヲ以テ宜シトス尤是レハ大資本家ニ付テ云フ事ナリ今日普通ノ人ニハ正金ヲ十數万

遺

握リ居ルモノモナケレハ從テ遺産トシテ正金ヲ傳フルモノハナカルベシ只予ノ所説ハ正金ヲ遺産トナスハ受産者ノ性質如何ニアルモノト云フ論ト見ナサバ大差別ナカラン

●貸付証文 是レハ正金ニ次テ金銀ニ引キ換ヘ得ベシ從テ遺産者ノ性質ニヨリテハ容易ニ消費シ終ルモノナリ此類ノ遺産ハ先ツ少キヲ以テ宜シキ方トナス

産

殊ニ貸付証文ニハ色々ノ仔細アリ或ハ証文ニ明記セサル口上の事實附屬スルヲモ有リ勝ナレトモ若シ遺産者ノ急ニ死亡シタルハ其詳細ナル事ハ知ルニ由ナク從テ先方ニ「ごまかされる」ナキヲ保シ難クレハ此証文ハ遺産ト爲スニ餘リ便ナルモノニアラサルナリ又其返辨ニ付キ云々ノ起リタルハ訴訟等ノ混雜始リ失費多ク結局貸付証文ハ甚タ不利ナリト云フベシ

●諸會社株券 之レモ貸付証文ト同様正金ニ次テ金銀ニ換ヘ得ベシ

遺

產

賣買シテ以テ所有者ノ望ミ次第ニ正金ニ改メ得ルモノナリ
 是レハ其正金ニ換ユルノ甚容易ナルニヨリ浪費シ易キ受産者ニハ餘
 リ澤山ニ與フベカラズ殊ニ此類ノ遺産ノミナ殘スハ尤危険ナリ只受
 産者子孫ノ確實ナルキハ年々相當ノ収入アリ且ツ事業ナドナ起シ若
 シハ急ニ正金ヲ要スルキ交換シ易クシテ至極便利ナルベシ
 只其多少如何ハ受産者ノ氣風如何ニヨルノミ然レトモ之レハ多クモ
 遺産額中三分ノ一ニ過クカベラズ四分ノ一許リヲ以テ適度トス
 公債証書 是レハ會社株券ヨリ少ク貨幣ニ換ヘ難キ場合モアリ又
 容易ナルヲモアリ然レトモ取扱ニ面倒ナク且ツ政府ヲ相手ノ事ナレ
 ハ其事甚タ確實ニ婦人ナトニ遺産トシテ與フルコトハ尤適當ハモハナ
 ルベシ是レモ放蕩漢ニハ多ク與フベカラス忽ニシテ消費シ去リ其功
 益ノ見ルベキモノ無カラシ
 生命保險 是レハ生前年々若干ノ掛金ヲ生命保險會社ニ爲シ死後

遺

產

遺族ニ對シ會社ヨリ或ル金額ヲ拂出スモノナリ與フルモノナリ此法
 ハ何十萬ナト稱スル巨産ヲ有スル人ニ必要ナルモノニアラズ日常多
 少ノ餘命ヲ生スル位ノ收入漸ク生計ヲ送ル人ニテ別ニ土地モ所有セ
 ス正金モナク他ノ財産ナキ人ガ猶云ヒ換フレバ自身ノ腕前腦力ニテ
 家族ヲ養ヒ居ル人ガ家族ノ爲ニ死後不都合ナキ様生前ニ保險金ヲ出
 シ死後之ヲ取リテ家族生計費トナスナリ
 是レハ常人ニハ尤必要ナル事ニシテ何時貯ヘタリト云フ事モナク別
 段大額ノ掛金ニ非レハ不都合トモ思ハズ知ラズノ間ニ積ミ上ケ
 死後一纏トナリテ遺族ニ入り大ニ利便ナルベシ殊ニ少額ノ収入ニ食
 ミテ而モ貯蓄心ナキ人々ハ尤利便ナル方法ナリ
 尤此利便ハ人ニ由テ差別アルベシ前ニ述ヘタル如ク巨萬ノ資ヲ有ス
 ル人々常ニ餘財ヲハ其資ニ加ヘテ増殖シ居レハ別ニ生命保險ヲ受ク
 ルニハ及ハサルナリ爲ス要用ナキナリ然レトモ之レ又益ナキニ非ス

モト／＼生命保儉ハ些少ノ金額ニテ濟ムモノナレハ大資本家ハ生命保儉會社ニ出ササレハトテ別ニ資本ノ額ニ入ルモノニアラス又加名シタリトテ別ニ資本ノ一部ヲ殺クモノニアラズ富人ナレハ此レニ同盟セサレハ其レ許リノ金ハ浪費シ去ルモノナリ然ルニ此社ニ入レハコソ遺族ノ爲メ數千圓ノ節儉ヲ爲シ特別遺産ヲ作クルニ至ル又利益ナラズヤ

生命保儉ノ肝要ナルハ已ニ以上述フルカ如シ予輩ハ記シ至テ會々日本明治生命保儉會社ノ規則ヲ得タレバ尋ナカラ茲ニ其萃ヲ拔キテ讀者ハ實際保儉掛金ヲ爲サントスル場合ノ參考ト爲スベシ

緒言

治に居て乱を忘れ無事の日も當て豫め不虞に備へされぬ大に以て國を亡し小に以て家を破り父母をして依頼する所無く妻子をして飢寒に苦しめしめざるもの殆ど稀なり備て不虞に備ふるとて別

段の方法あるに非ず唯平生所得の有餘を貯蓄し疾病老衰死亡等の不幸に遭ふも平生の貯蓄を以て其不幸を慰むるの一事あるのみあり近來處々に設立したる貯蓄銀行の如き不虞に備ふるの良法にして其盛大に赴く誰も冀望する所あれとも貯金を以て一家生計の用に供するに至るの數年或は數十年を待たざるへからず貯金を爲す者幸に長生して貯金の高増殖すれり老後殘年を送るの費に供し死後遺族を養育するの用に充るに足るへしと雖とも人の生命の旦夕も保すへからず強健の者も必ず長生を期すへからず萬一不幸にして貯蓄の高増殖せざる間も死去すれり遺族困苦視るに忍びざるものあるへし是れ余輩が西洋諸國の例に倣ふて生命保險會社を設立する所以あり夫れ生命保險の法の保險を託する者即ち被保人年齢に應じて毎年若干の掛金を爲し僅かに一度掛金を拂ひたる後不幸よして死去するとも長生して數回掛金を拂ひたる者と同様に

遺族をして契約の金高を受取るを得せしむ例への年齢二十五歳の者一年に二圓の掛金を爲せし一度掛金を爲して死去するとも百圓の保険金を得るを以て身體健康にして勞力に堪ゆるの日に其所得を餘まして保険會社に加入し居れし何時萬一の事ありとも遺族として困苦に苦しむの患と死シかれしむるを得へし

右の如く僅かに二圓を出して百圓を得るものありとすれし引き九拾八圓の死者の掛金よては不足するか故に其不足を補ふ者無ければ契約の金高を死者の遺族に給するを得ず會社より之を補へし會社の損耗とありて會社の永續するの理無し其不足を補ふ者即ち長生の幸福を享くる被保人なり其故に年齢二十五歳の時保険を託して毎年貳圓の掛金を拂ひ幸に長生して七十四歳に至れし拂ひ込みたる掛金五十度にして合計百圓に滿るを以て七十四歳よて死去すれし拂ひ込みたる元金百圓と受取るのみ利子の全く損耗あり

り情て此利子の會社に積み置きて不幸短命の被保人に契約の金高を給するの用に備ふるものかれし生命保険の長生の幸福と得る者相共に些少の金を捐て短命の不幸と遭ふ者と助くるの法なり左すれし強健の人保険と託するの損ありて益あきか如くかれとも前にも云へる如く強健の人必ず長生を期すへからず不時萬一の事あらし遺族の困苦の如何計りあるも知るへからず若し生命保険を託して長生するとも其間死後の心配を知らずして數十年を送りたるの幸福の些少の利子を失ふに比すれし幾倍をや

生命保険の長生の幸福を得る者相共に短命の不幸に遭ふ者を助くるの法かれとも年齢の老少身體の強弱を問はず毎年同額の掛金を出して死後同額の保険金を得るものとすれし少年にして強健ある者の通例長生するを以て掛金と出すと多く老年よして虚弱ある者の前途短さを以て掛金を出すと少く大なる不公平を生し少年強健

の者の生命保険を爲すとを好まずして老年虚弱の者のみ保険を託し終に死者の數甚く多く掛金を以て契約の保険金を給するに足らず之かに爲めは被保人の掛金を失ひ會社の資本を失ふに至るの必然あり今より二百年以前即ち西曆一千六百年の末英吉利國に於て始て生命保險會社を立し時と學問未だ精しからず死亡の調査未だ密ならずして老年の者に少年よりも死亡の多き明白の理ありとも年齢の老少を問はず同額の掛金にて保險契約を結ひ且つ身體の強弱をも検査せざりしかり死亡の數其豫算より甚だ多く終るの會社も巨額の負債を生し政府の扶助に頼て纒かゝ破産を免るゝとを得たり蓋し人の生命の定まり無きものにして強健の者必ずしも長生せず虚弱の者必ずしも短命ならず故に昔時の人智を以て之を測るへからざるものと思ひたれとも學問の漸く進歩するに隨て天地間の事物の千變萬化極まりなきも總て一定の規則あるとを發

明せり人の生命の如きも一箇の人に付て其長短を知ると能はざれとも千人若くは一萬人の中に何歳として死する者幾人何歳として死する者幾人の割合なるを確知せり然れとも病人虚弱者等を混合したる通常の死亡表に健康者を擇て保險の契約を結ぶ保險會社の用よの適せざるを以て英國に於て多數の保險會社相會して數十年の經驗に據り生命保險を約したる健康者の死亡を調査し之を集めて保險の基本と爲すへき精密の死亡表を作れり余輩が創立する所の明治生命保險會社の即ち其死亡表に本き少しく之を斟酌して死亡の數を豫算し保險料の多寡と定めたるものあり左に其死亡表に據て年齢の老少に従ひ死亡の數大に異なる例を示さん

年齢

人員一千人中一年間死亡の數

十歳

六人七分六厘

に載するの保險を爲したる健康者の死亡より故に通常の死亡よりは其數少なきものと知るべし

此死亡表

遺 産

二十歳	七人二分九厘
三十歳	八人四分二厘
四十歳	十人三分二厘
五十歳	十五人九分四厘
六十歳	三十人三分四厘
七十歳	六十四人九分三厘
八十歳	百四十人四分一厘
九十歳	三百二十三人七分三厘

或の言ハん我國と英國との飲食氣候其他百般の事物相同しからず生命の長短亦均しからざるも測るへからず然るに彼國の死亡表よ本て生命保險の法を設くるハ豈當を得たるものならんやと余輩亦之を知らざるに非されとも如何んせん我國に於てハ人民一般の死亡すら未だ精細の調査を経す況んや保險契約を結ふへき健康者の

死亡に至てハ漠然として之を知るハ由なきハ於てをや故に余輩ハ我國死亡の數英國よりハ較々多き者と豫算して保險の法を設け務て危險の少きを期せり然れとも太政官會計部編纂の日本政表に據るに我國一般の死亡ハ英國及び其他の諸國に比して甚だ多からざるのみならず佛蘭西人ブロッツ氏の著書に載する所の諸國の死亡と比較すれば諾威を除きて次に死亡の割合最も少なきハ我國なり左に死亡の割合最も少なきものより始めて順次に諸國死亡の多寡を記し以て之を證す

國名 年 期 人員百人中一年間死亡の割合

諾威	一千八百八十年より七十年まで平均	一人八分三厘
日本	明治六年より八年まで平均	一人九分四厘
瑞典	一千八百八十年より七十年まで平均	一人九分七厘
丁抹	空前	二人零二厘

遺 産

英吉利	空前	二人二分七厘
佛蘭西	空前	二人三分
和蘭	空前	二人五分四厘
普魯士	空前	二人六分九厘
以太利	空前	三人零六厘
埃地利	空前	三人二分五厘

右の表に據れり我國一般の死亡の甚た少きと雖とも他の諸國の死亡の一千八百年より七十年までの平均にして其間に非常の事變ありて死亡の割合幾分を増したるからん我國の死間の明治六年より八年まで僅かに三年間の平均なれり未だ之を以て死亡甚た少きとの確證と爲すを得ず若し明治十年の如き戦争及び流行病の爲めに死亡平年よりも多かりし年を加へて其平均數を求めり死亡の割合更に幾分を増すも知るへからず然れとも死亡の數英國に比し

て甚た多からざるの疑と容れず故に今我國に於て英國保險會社の死亡表に本さ少しく之を斟酌して保險會社を立るの現今の日本よりも生死の調査疎漏ありし二百年前の英國に於て始めて世界中に先例なき保險會社を立てたるに比それの其難易固より同日の論に非ず隨て其危険亦甚た少なきと明かあり生命保險の盛んに行はるゝ亞米利加に於ても最初の英國保險會社の死亡表に本て保險會社を設けたりと雖とも年月を経るの後漸く自國の經驗に據て別に死亡表と作るに至れり既に自國の死亡表ある米國よして目下猶英國の死亡表を用ふる會社の多き英國死亡表の他國に通用して差支なき明證に非ずや是を以て我會社も英國死亡表に據て之を創設し決して大なる缺陥なきを信す然れとも後來保險の業盛んに行はれて終に我國の保險會社に於ても別々死亡表を作るに至らんとを期す

以上ノ緒言ニヨリ讀者ハ生命保險制度ノ必要其成リ立ツ原理ヨリ年々天下ノ人々カ死亡シ去ル概數ヲモ悟ラレシナラン予ハ之レヨリ進ンテ生命保險ノ種數掛金ニ干スル名項目等ノ要領ヲ摘萃スル所アルベシ

生命保險ノ種類

第一 尋常終身保險

被保人其存生中保險料トシテ毎年一定ノ掛金ヲ拂フ契約ヲ結ヘハ僅カニ一度ノ掛金ヲ拂ヒタル後直ニ死去スルモ遺族ニ契約ノ金高ヲ渡スノ法ナリ

第二 有限掛金終身保險

尋常終身保險ハ被保人存生中ハ幾年ニシテモ掛金ヲ爲スノ法ナレシ此保險ハ三年五年十年等ノ年期ヲ限リ其年期ヲ過レハ掛金ヲ爲スニ及ハス但シ死後遺族ニ契約ノ金高ヲ渡スハ尋常終身保險ノ如シ

第三 定期保險

一年或ハ數年ヲ限リ其期限中ニ被保人死去スル

遺

産

キハ契約ノ金高ヲ遺族ニ渡シ若シ期限中幸ニノ無事ナレハ掛金ハ被保人ノ損耗タル可シ故ニ掛金ノ高少ナシ

第四 養老保險

被保人五年十年二十年等ノ年期ヲ限リテ掛金ヲ拂ヒ期ニ至レハ契約ノ金高ヲ受取リテ老後殘年ヲ送ルノ資ト爲シ若シ滿期ニ至ラスシテ被保人死去スレハ直ニ遺族ニ契約ノ金高ヲ渡シ其時限リ掛金ヲ爲スニ及ハス

前ニ掲ケタル終身保險ハ被保人ノ死後ニ非サレハ保險金ヲ受取ルヲ得サレシ此法ハ被保人幸ニ長生シテ子女既ニ成長シ各獨立生活スルノ途アレハ最早死後ノ心配ナキカ故ニ自カラ保險金ヲ受取リ壯年ノ辛苦ヲ以テ老後ノ安樂ニ供シ若シ不幸ニシテ短命ナレハ幼少ノ子女ニ財産ヲ遺シテ困窮ニ陥ルヲ無カラシムル一舉兩全ノ法ナリ

第五 子女教育資

子女ノ教育又ハ婚姻等ノ費用ニ供スル積金ニ

産

遺

シテ豫定ノ年齢ニ至リ契約ノ金高キ渡スモノナリ若シ中途ニシテ
子女死去スルカ又ハ掛金ノ拂ヒ續キテ爲スト能ハサレハ拂ヒ込ミ
タル元金ヲ戻スヘシ

掛金拂込ノ事

掛金ハ年々其人カ保険契約ヲ結ヒタル日ニ前金ニテ拂込ムベキモノ
トス

被保人ノ便利ノ爲メ半年或ハ三ヶ月或ハ毎月掛金ヲ拂フノ法ヲ設ク
レ右ニ云フ如ク掛金ハ一年分前金ニテ拂込ムヲ規則トスルニ依リ
半年掛三ヶ月掛毎月掛ニテ掛金ヲ拂フ被保人其年ノ掛金皆済ニ至ラ
スシテ死去スレハ保険金ヲ渡ス時其中ヨリ掛金ノ不足ヲ引去ル可シ

掛金延滞ノ事

掛金ハ期日マテニ之ヲ拂ヒ込ムヘキモノトス若シ止ムヲ得サル事故
アリテ掛金延滞スルコアルモ拂込期日ヨリ三十日以内ニ其事故ヲ會

遺

社ニ申出テ掛金ヲ拂込メハ保険契約ヲ續クルヲ得但シ延滞セル掛金
ノ高拾圓以上ナレハ別ニ利子トシテ其百分一ヲ拂フヘシ
掛金ノ延滞三十日以外ニ及フトキハ最早保険契約ヲ解キタルモノト
看做シ其時マテ被保人ヨリ拂込ミタル掛金ハ會社ニ取上クヘシ然レ
ハ掛金ノ延滞三十日ノ後猶三ヶ月以内ナレハ(即チ掛金拂込期日ヨリ
四ヶ月以内)被保人ハ延滞掛金ノ外ニ保険金高百圓ニ付貳圓以下ノ金
額ヲ拂ヘハ保険契約ヲ回復スルヲ得ヘシ

掛金拂込期日ヲ過レハ掛金ヲ拂ハスシテ其間ニ被保人死去スルキハ
會社ニ於テハ保険金ヲ渡スノ責任ナキモノトス然レハ掛金拂込期日
ヨリ四ヶ月以内ニ保険金受取人並ニ証人ヨリ保険契約ヲ回復セシ
ヲ求ムルハ會社ハ延滞掛金ノ外ニ保険金高百圓ニ付キ六圓以下ノ金
ヲ差引テ保険金ヲ渡ス可シ

自殺死刑等ノ事

遺

産

被保人萬一自殺シ若クハ裁判所ノ宣告ニ依テ死刑ニ處セラルレハ保
 險約束ハ無効ノモノタルヘシ然レモ尋常終身保險ナレハ五年以上有
 限掛金終身保險若クハ養老保險ナレハ三分一以上掛金ヲ拂ヒタル後
 ナレハ前ニ記シタル三年以上掛金ヲ拂ヒタル被保人カ掛續キテ爲ス
 一チ欲セスシテ解約スル時ト同様ニ其掛金ノ幾分ヲ受取人ニ割戻ス
 へ
 其他身分ニヨリ假令陸海軍人警察官等戰場ニ臨ムキハ割増掛金ヲ出
 サシメ蒸氣機關ヲ取リ扱ヒ火藥製造ニ從ヒ航海業ヲ營ム等筋ニハ割
 増掛金ヲ出サシムルナドノ制規アレドモ其委細ハ生命保險會社規則
 ニ付テ見ルベシ

掛金表ノ事

次ニ記シタル尋常終身保險掛金表中年齡ノ所ニ一五ト記シタルハ十
 五歳ノ事ニシテ其下ニ一五八ト記シタルハ一圓五十八錢ノ事ナリ十

遺

産

五歳ノ時保險契約ヲ結ヒタル人ハ其存生中毎年一圓五十八錢ヲ拂へ
 ハ死後保險金百圓ヲ得ルモノトス以下之ニ準ス
 右ノ如ク掛金表ハ總テ保險金百圓ニ付テノ割合ヲ示シタル者ナレハ
 保險金千圓ヲ得ルノ契約ヲ結フニハ掛金表ニ記シタル金高ニ十倍ノ
 掛金ヲ拂ヒ五千圓ヲ得ルノ契約ヲ結フニハ五十倍ノ掛金ヲ拂フヘシ
 保險金高ハ百圓以下ノ端數ニ非サレ何程ニテモ被保人ノ望ニ從フヘ
 シ但シ創業ノ際ハ何事モ大ナル危險ヲ避クルノ主意ナレハ當分ノ間
 ハ定期保險ハ二千圓其他ノ保險ハ五千圓ヲ限リトス
 尋常終身保險ニハ利益分配ナント利益分配附トノ二種アリ少シノ掛
 金ニテ多シノ保險金ヲ得ルノ契約ヲ結ハント欲スル人ハ利益分配ナ
 シノ保險ヲ契約スル方都合宜シカルベシ
 右ノ外掛金ヲ一年分前金ニテ拂込マズ半年毎ニ拂ヒ三ヶ月毎ニ拂ヒ
 若クハ毎月之ヲ掛クル方法アレモ何レモ多少一年分ニ比シテハ其割

合テ増スノミ大差ナケレハ之レハ表記セサルベシ假令十五歳ノ人尋常終身保険金一圓五十八錢ナレハ之ヲ半年掛トシテハ金八十二錢二厘ヲ三ヶ月毎ニ拂ヘハ金四十二錢二厘ヲ拂ヒ月々掛トシテハ金十四錢五厘ヲ拂ハサルベカラザルガ如シ

尋常終身保險掛金表 保險金百圓ニ付

遺 産

年	掛	年	掛
一	一、五八	一	一、七八
二	一、六二	二	一、八二
三	一、六五	三	一、八六
四	一、六七	四	一、九〇
五	一、七三	五	一、九五
六	一、七七	六	一、九九
七	一、八二	七	二、〇四
八		八	
九		九	
一〇		一〇	
一一		一一	
一二		一二	

利益分配ナシ

利益分配附

遺 産

一	一、八七	一	二、一〇
二	一、九一	二	二、一五
三	一、九六	三	二、二一
四	二、〇〇	四	二、二四
五	二、〇六	五	二、三〇
六	二、一〇	六	二、三七
七	二、一四	七	二、四三
八	二、一八	八	二、五〇
九	二、二四	九	二、五五
一〇	二、二九	一〇	
一一	二、三六	一一	
一二	二、四四	一二	
一三	二、五一	一三	
一四	二、六〇	一四	
一五	二、六六	一五	
一六	二、七五	一六	
一七	二、八五	一七	

產 遺

年	十四年受取	子女教育資掛金表	資金百圓二付	遺
一	三	五、四五	五、七一	五
二	二	五、九九	六、九八	五
三	一	六、五九	六、九三	五
四	〇	七、六六	七、七八	五
五	九	七、六六	七、七八	六
年掛度數	年掛度數	年掛度數	年掛度數	年掛度數
一	一	五、〇〇	五、〇〇	三
二	二	五、五九	六、〇〇	四
三	一	六、三〇	六、三〇	五
四	〇	七、一六	七、一六	六
五	九	八、二一	八、二一	七
年	十八年受取	遺		產
一	七	五、八六	五、八六	五
二	六	六、一四	六、一四	五
三	五	六、四四	六、四四	四
四	四	六、七五	七、〇九	四
五	三	七、〇九	七、四五	四
年掛度數	年掛度數	年掛度數	年掛度數	年掛度數
一	一	七、八二	八、二二	三
二	二	八、二二	八、二二	四
三	三	八、二二	八、二二	五
四	四	八、二二	八、二二	六
五	五	八、二二	八、二二	七

產 遺

年	十四年受取	遺
一	三	二、九五
二	二	三、〇六
三	一	三、一五
四	〇	三、一五
五	九	三、一五
年掛度數	年掛度數	年掛度數
一	一	三、二七
二	二	三、四〇
三	一	三、五四
四	〇	三、六八
五	九	三、八四
年	十八年受取	遺
一	七	三、二五
二	六	三、三七
三	五	三、四三
四	四	三、四三
五	三	三、四三
年掛度數	年掛度數	年掛度數
一	一	三、五七
二	二	三、七〇
三	三	三、八五
四	四	四、〇一
五	五	四、一三
年	十四年受取	遺
一	三	四、三〇
二	二	四、四九
三	一	四、六九
四	〇	四、八九
五	九	五、一二
年掛度數	年掛度數	年掛度數
一	一	五、三二
二	二	五、四五
三	三	五、六〇
四	四	五、六〇
五	五	五、六〇

土地買入 是レハ尤確實ニシテ安全ナリ盜難モナケレハ火難モナシ已ニ前章ニ述ヘタル如ク只收入純益ノ少キノミ然レモ是レハ實ニ巨万ノ資チ有スル人カ遺產ノ大部ヲ占ムベキモノナリト信ス三分ノ

四	三	二	一	〇	九	八	七	六
九、九七	一、七〇	一、四〇〇	一、七、二四	二、二、一〇	四	五	六	七
八	七	六	五	四	三	二	一	〇
九、九八	一、七〇	一、四〇〇	一、七、二四	二、二、一〇	四	五	六	七
八	七	六	五	四	三	二	一	〇

一ハ愚カ二分ノ一ヲ占ムルモ可ナリ殊ニ受産者ノ餘リ信用スベカラサル者ナルハ尤土地チ多クスベシ賣買ニ容易ナラスシテ從テ浪費シ去ル少カルベシ
 若シ遺產少キ者カ遠ク離レタル地方ニアル會社ナドニ加名スルハ其株券ノ賣買容易ナラス其時機ヲ探知スル便ナク且ツ色々ノ面倒手數又甚々煩ハシカラシ急ニ入用ノ間ニモ合ハサルベク去リトテ遺產小ナレハ他ニ代ルベキ餘資ナク大ニ困却スルニ至ラン故如此地方ニテハ土地チ買入ル、方尤得策ナリトス
 公債証書チ買フトモ前ト同様都會ノ人程賣買ニ容易ナラス其取扱又不便ヲラン少シ注意スベキ條件ナリ
 結論 以上ノ大旨ヲ約スレバ受産者子孫ノ如何ニ由テ遺產ノ種類チ斟酌スベシ即チ錢遣ヒ荒キモノ免ニ角不信用ノ人ナレハ正金ニ引キ易ヘ難クスベシ信用シ得ベキモノナレバ餘リ心配スルニ及ハシ相

遺

當ニ正金モ與フベシ又買賣シ易キ公債株券ヲモ與ヘテ一朝事アルノ日資本伸縮ノ便ヲ得セシメヨト云フニ過キサルナリ今試ニ遺產配當ノ例ヲ示サン

遺產配當假例

	正金	貸付証文	公債	株券	土地
不可信用受産者	無之	一割	二割	一割	六割
可信用受産者	一割	二割	一割	二割	三割

或ハ謂ハシ

如何ニ堅ク

遺言シテ遺產ヲ殘シ

後見人監督人ヲ附レ

野邊ノ送り已ニ終リ自由ノ身トナレハ忽チ意馬心猿ニ鞭テ奔逸止ル所ヲ知ラサルベシ斯ル緻密ノ遺產配當方法モ殆ント書餅ト一般何タル公益モナカルベシ知ラズ之ヲ自然ニ委シテ受産者ノ自由ニ任セン

産

遺

コハト

嗚呼又能クモ極端ナル言ヲ吐クモノカナ予輩ト雖モ固ヨリ人心ノ束縛スベカラザルナリ知リ外來ノ抑制其功ナキヲ知ル一度奔逸セハ止ル所ヲ知ラス遺產山ノ如シト雖モ數年ヲ出スシテ盡キ去ルベシ吾人ハ此策ノ實ニ拙ナルヲ知リ又斯ル姑息ノ方法ヲ行フヲ好マサルナリ子弟ヲ斯ル不都合ナキ様放蕩風トナラサル様完全ニ教育陶冶スルノ利ナルヲ知ル然レトモ是レハ此著ノ能ク述フベキ所ニ非ス教育上ノ事ナリ道德上ノ議論ナリ予カ茲ニ述ベントスル所ハ遺產トシテ殘スニ尤便利ナル方法遺產カ眞ニ遺產トシテ永ク後世子孫ニ傳ハル方法ニアリ予ト雖モ外形ノ壓制ガ内心ニ何タル影響ナキヲ知ラサルコハアラサルナリ然レトモ茲ニ以上數葉ノ筆ヲ弄シタル決シテ故ナキコアラサス蓋シ大ニ理由アル事ナリ

産

元來人ノ心ハ變リ易ク狂ヒ易キモノナリ然レトモ亦永ク狂ヒ乱ル、
モノニアラス時アリテ正道ヲ踏ミ迷フナリ邪徑ニ走ルナリ此際能ク
注意シ嚴シ監督シタラシムハ幸ニ狂スル情慾風スル馬牛モ束縛シ得
ルイアラシ

遺 産

若シ猶止マラスシテ放蕩ヲ始メ次第ニ遺産ヲ浪費シ居ルモ之レ狂態
ナリ永續スベキモノニアラズ人ノ情トシテ祖先父母カ粒々辛苦ヲ嘗
メ血涙ノ結果自身ノ爲ニ最大ノ恩惠トシテ與ヘラレタル遺産ヲ何所
迄モ水泡ノ如ク年々歳々夜ヲ以テ日ニ繼キ數年一日ノ如ク只此事ニ
ノミ全力ヲ注キテ費シ果スハ先ツ出來得ベキ事ニ非スとても常人ノ
企テ爲シ得ル所ニ非ルナリ天然ノ狂愚ニ非レハ何ニカ大仔細ノアル
事ナルベシ

故ニ其遺産ニシテ正金貨幣ニ換ヘ難キモノ猶一步進メハ賣買容易ナ
ラサルモノト爲シ置キタラシムハ必ス之ヲ正金ニ引キ易ヘ賣リ渡ス

遺 産

ナド種々面倒ナル手續ヲ爲ササルヘカテス其間多クノ日子ヲ用シ澤
山ノ事物へ接シ人ニモ多ク面會セハ直接間接ニ試責セラレテ少シハ
自身ヲ顧ミルベク又如何ナル感念ノ發動シテ大ニ悟ル所ナキニモ限
キテス忽然思ヒ止ル事ナキニモアラサルヘシ
斯テ其内ニ愈本心ニ立チ反ヘレハ遺産ノ上ヲ吹キタル嵐ハ全ク止ミ
半ハ吹キ飛ハサレタルモ半ハ存留シ由テ生計ノ方法モ立チ若シ大ニ
悔悟シテ心行ヲ改メナハ愈再ヒ財産貯蓄ニ着手スルニ至ルヘシ
之レ予カ此篇ヲ置キテ特ニ遺産ノ配置ヲ論スル所以ナリ讀者以テ如
何トナス大方ノ君子先覺ハ如何ニ思召サルルカ

第十章 結 論

章ヲ逐ヒ項々重テ着々論シ來リテ最早終結スベキ時トナリ又予輩ハ

如何ナル言ヲ結論トシ終尾トシテ讀者諸君ニ殘スベキ歟一問アリ忽
チ腦額ヲ衝テ來ル
日シ社會ニ頭角ヲ現ハス手段ニ要スル資金ト貯蓄トノ關係ハ如何ニ
スベキヤ

ノ問案是レナリ

吾人ハ實ニ社會ニ信用厚ク名譽ヲ博シ人望盛ニニ勢力強キコノ愉快
ナルヲ信シテ止マサルナリ出來得ル丈ノ方法手段ハ之ヲ運ラシテ働
ントスルモノナリ然レモ一家ノ生計猶之ヲ欠テ社會ニ其名ヲ得ル
ニ狂奔セハ即腹ヲ刳テ寶玉ヲ藏スルモノナリ其名得ラレスシテ一家
轉遷セン寶玉藏スルニ先テ生命絶ヘン貯蓄人ト唱ヘテ直接ニ報酬ナ
ク利益快樂ナキ事ニハ毛厘ノ費モ投スルヲ惜マハ如何テ他人ト交際
スルヲ得ンヤ況ンヤ社會ニ頭角ヲ現ハスヲヤ此掛引ハ乃人生最大至
難ノ問題ナリ青年カ前途ニ於テ大ニ勘考ヲ要シ而シテ大概ノ人ハ其

結

論

結

論

適度ヲ探リ得サル問題ナリ蓋シ予ノ淺學短才猶能ク之ヲ氷解スルヲ
得ハ其功實ニ少々ナラザルベシ仮ヘ十分ノ明解ヲ與フル能ハサルモ
些少青年諸君カ判斷ノ標準ヲ指示シ得ハクンハ予輩ハ大ニ満足スル
所アルヘシ乞フ試ニ論難シテ諸君ノ高賢ヲ汚サソ

此問題ニ關シテハ先ツ前來述ヘタル如ク青年カ或相當ノ教育丈ハ父
兄ヨリ與ヘラレタルモ其他何等ノ遺産都合機會ヲモ受サルモノト假
定シテ論スルヲ必要トス
第一 事業ノ如何ニ由テ差別アルベシ

即政治經濟法律等兎角ハでやかナル學問ヲ修メタル人ハ交際費ナト
モ多ク社會ニ頭角ヲ現ハス手段ニ要スル費用モ多カルベシ之ニ反シ
理學化學工學ナト世ニ所謂「ぢみ」ノ學問ヲ修メ從テ此類ノ事業ヲ取ル
人ハ前者ヨリ交際費等ヲハ減シ得ヘク又減シタリトテ別ニ不都合モ
ナカルベシ費ス所ハ先ツ書籍器械費位ニ過キサルナリ然レトモ政治

結

論

法律學等ヲ修メ兎角社會ニ立テ政治的運動直接ニ活人ヲ相手トスル
 事業ヲ勤テ社會ニ其名ヲ爲ントスルモノハ又人ト人トノ「すれ合」ニ於
 テ費ヲ拂ハサルヘカラス從テ交際費ナトモ嵩ムヘク又多ク費シテモ其
 勢力ヲ張ルコトニ盡力セサルヘカラス數ヲ以テ其割合ヲ述ヘンハ困難
 極度ナレトモ一言之ヲ蔽ヘハ衣食住費ノ外大概ハ此費ニ投シ込ム
 モ不都合ナカラシ尤之レバ年齡ニ由テ其差アルヘク且色々込ミ入り
 タル事情アリ次項ニ於テ細論セン

第二 年齡ニ由テ差別アルヘシ

元來人ノ運命ナルモノハ大概定ルヘキ年配アルモノナリ商業ナドニ
 従事スル人ハ不意ニ巨利ヲ博シ一獲萬金ナト云フ事アレバもとく
 政治的ノ運動社會ニ無形ノ名譽ヲ集ムルコトハ金ト云フ或實物ヲ投機
 僥倖ニ由テ一獲スルコトハ少ク異ナリテ左様ニ容易ナルモノニアラ
 ス社會ニ立テ政治的運動ヲ爲ス人ノ接スル耳目ハ頗ル多數ニテとて

結

論

も一朝一夕ノ間ニ「ごまかし」得ルモノニアラス反掌ノ間ニ王公政治家
 タルコトハ撥亂反正ノ際ナレハいざ知らズ社會一旦其序ニ復シタル
 上ハ到底出來得ヘカラサルナリ從テ人々カ三十若クハ四十近キ年配
 ニ於テハ自身ハ到底社會ニ「あらくゆる」他位ヲ占メ能ハサルモノナルヤ
 物ノ數ニ乘リ難キカハ大概明ナルベシ左レハ茲ニ年齡ニ由テ社會ニ
 頭角ヲ現ハス手段ニ用スル費ト貯蓄トノ關係ヲ異ニセサルベカラサ
 ル事ノ起リ來ルハ讀者モ亦推察シ得ラルベシ

故ニ青年カ社會ニ出テ初メ二十歳内外別ニ養ハサルベカラスト云フ
 程ノ父母モナク妻子モナキ時代只々地位昇進ノ希望ヲ以テ充タサル
 ハ際ニハ衣食費ノ殘額ハ重々地位ヲ高ムル手段ニ投スベク其動
 スヘキ所ト時ト先後其序ヲ違ヘスシハ費シタル程ニ從ヒ其功德ハ顯
 然ナルヘシ

如此ニシテ日増ニ地位モ高マリ年ヲ逐フテ其勢力増加セハ今迄從事

結

論

シタル所ニテモ其給料ヲ増スアルベク他ニ轉スルトシテモ収入増
 加スヘシ而シテ収入増セハ又頭角ヲ現ハス爲ニ之ヲ投シ從テ其功德現
 ハレ功德現ハルレハ又地位高マラン地位高マレハ再ヒ給料増加セン
 其關係相互ニ循環轉々シテ恰モ唇齒轉車ノ如クナルヘシ斯クテ三十
 歲頃迄ハ專ラ此主義ヲ取ラハ大概社會ニ相當ノ地位ヲ占メ得ルカ若
 クハ後來大ニ得ラルベキカノ見込ハ立ルベシ然シテ猶資本ヲ卸サハ
 愈々勢力信用ヲ増スナラシテ免ニ角早婚ヲハ排斥セサルベカラス然レ
 トモ己ニ三十歳以上トモナレハ後日ノ都合モアリ聊カ貯蓄スル所ナ
 カルヘカラス只予輩ハ青年カ世渡リハ當初ヨリ此後ノ爲メ貯蓄スル
 計策ヲ爲シテ社會ニ地位ヲ上グル費ヲ惜ムハ堅固ト云ヘハ即堅固ナ
 ラン然レトモ其策ノ餘リ迂ナルヲ信スルモノナリ從テ處世ノ術ヲ得
 タル者ニ非ルヲ信スルナリ

此年令云入ノ規則ハ番ニ政治的運動ナトヲ爲ス人ノモナラス又有形

結

論

學ヲ修メタル人ニモ大概ハ適合シ得ベキモノナリ讀者熟考セハ又思
 ヒ當ル所アラソ
 之ヲ要スルニ社會ニ頭角ヲ現ハス手段ノ費用ト貯蓄トノ關係ヲ一言
 スレハつまり
 「收入ヲ分割シテ一部ハ其手段ニ一部ハ貯蓄スベシト」
 云フ事トナルナリ而シテ前日ノ事業如何ト年令ノ如何ニヨリテ差別
 アリトハ一步其與ニ進ミタル婉曲ノ議論ナリ若シ餘リ天稟ノ才能モ
 ナク兎角不活潑ニ事業大成地位昇進ノ希望打絶ヘタル人ニシテ猶此
 方法ノミヲ取ランハ危險ノ沙汰ナルヘシ
 而シテ猶一言スヘキハ
 青年カ社會ニ出ルノ當初全力ヲ盡シ收入ヲ投シテ地位ヲ出來得ヘキ
 丈高ムヘシト」
 云フ事是レナリ兎角人タルモノハ妻ヲ娶レハ冒險ノ考止ミ兒女ヲ舉

結

論

クレハ愈々落チ付クヘシ又勢ヒ多少家計ノ費モ増スヘケレハ如何ニ地位ヲ高ノトスルモ其手段ヲ運轉スル資本ハ減シ去ルヘシ若シ之ニ加ヘテ老後ノ事ヲ考ヘナハ如何愈落付クヘク或ハ引キ込ミ思案先ツ從來得來リタル地位勢力ヲ保存シテ止ル事トナラン

予輩ハ社會ニ頭角ヲ現ハス心掛ノ吾人ニ必要ナルト又社會ニ勢力アルノ愉快ヲ信シテ止マサルトモ己ニ家族成立シタル後モ猶一切ノ收入ヲハ社會ニ頭角ヲ現ハス手段ニ投セヨト云フモノコアラズ予輩ハ青年功名ヲ好ムノ徒ナレハトテ斯クモ向フ見スニハ非ルナリ只予輩ハ翻リテ吾人ハ宜敷妻ヲ娶ラサルヘカラサル年比即三十歳以上トナル以前ニ於テ大ニ地位ヲ高ムヘシト云ハントスルモノアリ

實ニ人ハ一旦家族的ノ有様トナレハ收入ノ大部ハ家計ニ抑セサルヘカラサル事トナリ茲ニ貯蓄ノ必要モ起リ是レヨリハ其以前ノ如ク收入ノ多分ヲ以テ交際費トハ爲シ難ク從テ地位ヲ高メ易カラシ故ニ

結

論

其以前ニ於テ相當ノ位地ト收入トヲ得ル様ニ働キ置クヘシ去レハ家族的時代トナルモ收入ノ大ナルヨリ一方ニ貯蓄行フモ一方ニハ交際等地位ヲ高ムル手段ニ要スル費用モ殘ルヘク餘裕綽々タルヘシ返ヘスノモ吾人ハ家族的時代ニ達セサル前先ツ大概ニ働キ出ササルヘカラズ

不幸ニシテ數年頭角ヲ現ハシ得ス間モナク家族時代ニ至リタルモノハ止ムヲ得サレハ斷然決心シテ塵積主義ノ宗徒ト爲ルヘシ着々歩ヲ積ミ上ルコトナスヘシ一方ニハ生計ヲ立テ餘殘アレハ貯蓄トモ爲シ頭角ヲ現ハス費用トモ爲シ決シテ社會ニ勢力ヲ振ハントノ觀念ヲハ絶ツヘカラス從テ生計ニ於テハ十分節儉ヲ行フヘシ斯クテ十數年持續シ熱心經營セハ四十若クハ五十歳近ニ至リ假令金力ハ少クトモ其間ノ心掛次第勢力モ増加シ經驗モ亦其効能ヲ現ハスヘク從テ費少ク頭角ヲ現ハスノ工夫立ツヘシ六十歳七十年ヲ期セハ必ス爲シ難キ事

ニ非ス望ミナキ事ニハ非ルナリ但シ家族的時代前ニ大ニ勢力ヲ得タル人ニ比シテ其困難ハ一層大ナル事ト觀念シ從テ其覺悟ナカルヘカラス

結

以上ノ原則ハ遺産アリ其家從來ノ名望アル人ハ尤容易ニ實行シ得ヘク此主義ヲ取捨折中シテ先後其序ヲ違ヘスンハ其成功ハ一層速ニ勞少クシテ功多カルヘシつまり家計貯蓄等ノ事ハ掛念スルニ及ハシ祖先ノ遺産ヲ以テ之ニ充テ自己腕前ノ收入ハ勿論時機ニヨリテハ遺産ノ多少ヲ投シテ地位ヲ速ニ高ムル様取り計フヘキナリ餘リくどくしく述フル必要ナカルヘシ
以上ハ予カ此問題ニ關スル所考ノ要旨ナリ讀者以テ如何ントナス最後ノ名残トシテ諸君カ喝采ヲ博スルニ足ルヤ否

論

第十一章 格 言

第壹類

● 人ハ依賴するの心ハ家屋を亡はすの劍なりと思ふべし意を得て喜ぶべからず

● スマイルス氏曰く人生の戦闘ハ多くの嶮阻ある處よ於て而して戦はずして勝利を得るハ得ると雖ども榮名ある可らず

● 西諺曰く猶豫ハ時間の盗人なり

● 邵子曰く天下の目を以て目とあせば其目見ざる所あり天下の耳を以て耳とあせば其耳聞かざる所あり天下の口を以て口とあせば其口謀らざる所あり

● フラックス曰く失敗をれとも屈せず進み往きて止まざる人ハ我カ望の深く屬する所あり一試して功を成し浮泛して定らざる人ハ勝ると遠し

格

言

格

言

- 主人の一眼の僕の四眼よりも多く見ゆ
- 谷に止まるものゝ小丘を超ゆるを得ず
- 汝の運び得るより多くを以て走る勿れ
- 物の昇るよりも下る方が速あり
- 勉強の幸運の右手にして節儉のその左手あり
- 主人の一家の模範なり我れ能く勤めば衆何ぞ怠らん我れ能く儉からば衆何ぞ敢て奢らん我れ能く公からば衆何ぞ敢て私せん我れ能く誠ならば衆何ぞ敢て偽らん
- 事を成すに必要あるもの三あり一に曰く智識二に曰く氣品三に曰く時間
- 霏々たる細雨も能く漠々の濃塵を鎮静す
- 世に接するの和して流れざるを善しとを和すれば人に背かず流れざれば道を失はず是世に接するよき程の道中なり

格

言

- 工人數々業と易れば則ち其功を成さず
- 能く言ふものゝ種子を蒔く能く聞くものゝ結實を獲べし
- 時と潮の人を待たせ
- 君子の財貨を善用せんが爲めに之を珍重すと雖も本源の清潔あるに非ざれば之を受けざるなり
- 利の天地より生じて天下の人に與へ養ひ給ふ利あれば天下の公務ありわれ一人の私ものにすべからず人と共にし同く利を得れば人々各其所を得て害おし身に私して我一人利を得んとすれば争出來て反つて我身の害とある義を行ひて自ら來る利は眞の利あり我益とある貪り求むるの眞の利はあらず必ず身は福とあるのみならず害を求むるあり
- 若し事の成就せんことを望まば自ら往て之を爲すべし若し事の成就せんことを望まざれば他人の吩咐をべし

格

言

- 齊人言ふとあり曰く智慧ありと雖とも勢ふ乘るに如かず磁器ありと雖とも時を待つよ如かず
- 今日の一時の明日の二時よりも貴とし
- 人の成敗得失を使令し自己の意に従としむるの權あり然れとも勉強して止まざるときは天より賞として成就の賜ものを享く
- 事に當て能く功を成す所以のもの全く毀譽褒貶の念を棄却して唯我が能く爲し得べき事をなす外あらず
- 六つのいましめ○官にありて曲を行へば職を失ふとき悔ゆ○富るとき儉約を用ひず貧にありて悔ゆ○藝を學ばず勤に至りて悔ゆ○見て學ぶことを學ばずして用ゆるときに悔ゆ○酔後の狂言醒て後ち悔ゆ○常に不養生にして病むるとき悔ゆ○後悔先に立たず之を誡めよ之を誡めよ
- 失敗の事の真正の勉勵する人の爲に極美の教訓とある

格

言

- 道近しと雖も行かざれば至らば事小ありと雖も爲されば爲る
- 困難愈よ甚しければ愈多く勞苦を爲すべく危険愈よ甚しければ愈多く勇氣を顯はすべし
- 若し大石の道路に横たゐるとあれば情者の之を視て行路の障碍とし勇者の之を視て進歩の登級と爲す
- 英蘭騏驎氏の十二則
- 米國のベンジャミン・フランクリンの活版屋の小僧より立身して古今に稀なる大學者と爲り同國獨立の際にも非常の功業を遂げ名を後世に傳えたる人なりフランクリンの幼時自身を守る爲めに十二箇條の規則を設け自ら其行狀を修めたり後人之を名つけてフランクリンの十二則と云ふ其規則は即ち左の如し
- 一 (節制) 餘計に食ふ勿れ澤山に飲む勿れ

格

言

- 二 (沈黙) 他人の爲にも自身の爲めにも爲らぬ事を口に出す勿れ
無益の談話の之を避くべし
- 三 (整齊) 所持の物品の各其場所を定め豫定の仕事の皆其時間を
設けよ
- 四 (決斷) 自己の職分の力て之を成さんと決心すべし一旦決心し
たる事の滞りある之を成すべし
- 五 (儉約) 他人の爲め又の自分の爲めに利益に爲らざる事に金銭
を出さ勿れ徒に一物を費すべからず
- 六 (勉強) 時開を徒消すべからず常必要用ある事のみ之と使用す
べし無益ある動作の總て禁止すべし
- 七 (信實) 悪しき詐偽を爲す勿れ考ふるときは正直を考へ話すと
きの誠實に話せ
- 七 (正直) 不正の所業を爲し又の自身の職分を怠りて他人に損害

格

言

- 九 (抑制) 總て極端の事を爲すべからず自ら適當ありと信する如
くに不正の所業を増長せしむる勿れ
- 十 (清潔) 自身衣服又の居室を不潔ならしむる勿れ
- 十一 (靜肅) 小事に驚く勿れ有り得べくも且免れ得ざる災難に遇ふ
も其心を乱すべからず
- 十二 (仁愛) 自身の平和を完ふし他人の名譽を毀くる勿れ

第貳類

● 古人曰く富を爲すに唯應に其業務に熱心して一向に銳進すべきのみ即ち我か爲さんとする所の事の之を爲し終るまで決して人に告ぐべからず

● 吝嗇と節儉とを誤りて人々譏られましとて遣ふまじきと思ふ所に金を費すと勿れ

格

言

- 節儉を守らんより寧ろ奢侈の心を禁せよ
- 我の善く金を儲くるに長けふりと誇ると勿れ誇る心の生ぜるときに即ち失ふんとするのときなり
- 得る所を擧げて消費するもの、終に袋を頸に掛けて路頭に彷徨するに至るべし
- ヘンリー・テール・ロール氏曰く人の金銭は於る當然の道あり之を得之を貯へ之を使用し之を人に與へ之を人に貸し之を人より借り之を死後お遣るに各々當然の道ありよく之を酌量審裁して當然の道に合ふものを完全の人と稱すべし
- スマイルス氏曰く自主自立せんと欲せし節儉の道を行ふべきあり節儉に家事を治る精神ありして順序を定め後來の備を設け無用の耗費を省くことあり節儉を以て生人となし見るときに節儉の豫め備ふる思慮の女子と名くべし中和の徳の姉妹と名づくべく自主の母と名づくべし

格

言

- ロルド・ペーコン氏曰く節儉の要道は少々の利に意を注かんより、寧ろ少々の費を省くに如かき
- 西諺曰く黄金種あり獨り勤儉の人家に生ず
- スマイルス曰く凡そ人家中の事務を疎略にせしめて金銭出入の數目を帳簿に録すべき是の如く少々なる算計をなすと後に大に益あるを見るべし常に意を著けて己の費用をして資産の外に輸出せしむると勿れ
- ショーン・ロックス曰く人其分限を守り規矩の外に出さざらんことを欲せば常は金銭出入簿を眼中に存し家務を經紀すべし是最良の法なり
- 華聖頓家事を治むるに其費用毫も常度お越たるときに嚴しく之を檢査せし是己の産業中にて生計を營み正直節廉の行ひを缺かさらんか爲めあり

格

言

●セツ、スピアの詩中より金銭を借れば勤儉の鋒刃を鈍らす

●エリントン曰く債欠の自主の人を化して奴隷とするものあり

●海同氏曰く他人より金を借らずして買ひるゝ時に至るまで決して何物にても買ふと勿れ決して金を借ると勿れ金を借るゝの自ら我身力を賤しくするあり古諺に曰く借金を生せんよりの寧ろ晚餐を喫せずして睡よ就くべし又曰く金を借に往くもの憂を取るとに往くあり又曰く欺偽の借債の背上に騎す

●グラオン氏處世の良規 第一勤勞を勤分陰を惜も才智を長するの是財と求むるの根本○第二節儉を尙び財の多少に拘りらず一年中の入を量りて出るとおし乱用すべからず○第三節制を要し凡そ物何よ限らず用に合はざるもの宜しく售ふ可からず○第四志を立る最重く今日儉約せずともよしノと姑らく他時を俟つと云ふと勿れ○第五

格

言

事務を處置する宜しく心満足して常お感謝の念を生すべし人生亦た快樂を要す快樂すれば功作り易し且つ寤寐常に安く兼て傍人をして爽快おらしむ是れ亦た儘に富めるより遙に勝るあり

●富貴に至るの道の平坦にして恰も市に行く路の如し其依る所の唯二語のみ曰く勉強曰く儉約

●珍膳も毎日向への味からず

●書の筆法を踏まず達者あると善とす

●善事を成すと思ひんよりの惡事を成そ勿れ

●食物の腹一杯

●物事お肝要を知れ

●事を想んよりの足る事を知れ

●節儉質素の堡城の如し

格

- 華美慢心の復讐の如し
- 己が身を思ふて人を害ふ勿れ
- 身の分限を知るを直とす
- 拔群の大功を立んより二君を思ふ者
- 勝にほこりて敗を取る勿かれ
- 心に剛を好みバ柔よりして勝と顯せ
- 人を知り己を知りてこそ業に強し
- 業の日々新にす可し
- 鷄鳴に起されの日暮に悔あり
- 乾情に過くれば財貧し
- 事節儉なるの幸福の基
- 謙遜の者の遂に倖ひ來る
- 不遜の者の終に災害を來たす

言

格

言

- 業と屬みて家内睦まじけれバ徳と得て磐城の如し
- 家内不和なれば身代を失ふの基
- 火を能く嗜め
- 前半生の勤勞の後半生の生活を安くす
- 節儉の利得よりも有力の働らきあり
- 兼好法師の徒然草に曰く抑も人の所願を成就せんか爲に財を求む來を財とするとの願ひを適ふるが故あり所願あれどもかあへず來あれども用ひざらんのに全く貧者と同じ何をか樂しみとせん
- 金儲心得三十ヶ條時の金あり一分一秒も空過すべがらず○流行の衣服を着るとを競ふの身代銀の先觸れあり○信義を固くせざれば永く家産を保つとせず○富百萬圓を重ねるも一圓の身代の時を忘る勿れ○無益の事に決して財囊の口を開く可らず○家産の一厘一毛と忽視するより破るゝものと知れ○吝嗇家と譏らるゝを恐れて無益の

格

言

場合に金を費すか○馬車に乗らるゝ身代あらば人力車に乗れ○遊興を勤むる人あつて決して交際すべからず○望を得たりとて喜ぶ可からず○己の嫌ふ所を先よし己の好む所と後にそべし○富たりとも妾を蓄ふへからず○災ひ總て酒と色より來る○滋着にもあらざる美食を食ると勿れ○山師にの一圓の金も貸す勿れ己を得されぬ之を與よ○利得を思ふんより寧ろ費を省くべし○貨幣の之を匣底に腐らす可らず常に之を運轉せし○家産の預物ともし己の物と思ふ勿れ○浪費の鑑の如し家産と身とを磨滅するものあり○酒色の友を近づく可からず○賞牌の得難く身代限の牌の貼やずし○如何も廉かりとも無用の品の高價のものなり○玩弄物の金を失ひ又志を失ふ本なり○金儲を誇る心の生する時即ち失ふんとする時あり○破産の臺所の隅より起る○金錢の他人あり金權と女房との人に貸す勿れ○喉元過ぎて熱と忘るゝとき始めの困苦再び來る○禍なき時禍を慮れぬついに

禍あかる可し

●節約と労働との人に満足を得せしめ又往々富饒を得せしむるの源なり浪費と遊惰との巨萬の富を有する者をも頓に窮乏に至らしむるの源あり

●借の一字は家を破るの基あり此一字を堅く禁すべし財祿の多少大身小身に隨て其分限の内にて不足なきやうに財と用ゆべし乏きを堪へて人に借るべからず分限の外に用ひ過せば必き財足らずして人に借る財を借れぬ年々も利足を出し其利足に又利加り後積もりて其負目夥しくあり必ず家産を破る

格

言

第十二章 傳記

●米國鐵道王シエー、ゴールド氏自傳

傳

記

米國富豪社會のナポレチオンありとて其名と世界を轟かしたるシェー、
 ゴールド氏の名聞實に虚しから米國の鉄道三万英里を所有し紐育
 の電線も亦其有に係るもの少なからず寔に此れ人間の金穴あれども
 財を積むの山を上るか如しとの喩に洩れと赤手經營遂に今日の富貴
 を致しふるに決して偶然に非ざるあり近頃の事ありとかゴールド氏
 の紐育府の教育勤勞會院に至り自ら其傳を演説して致富の困難苦心
 を述へ其來歴を世間幾多の少壯に告知したり其時同院列席の人々と
 一大金穴のゴールド氏か如何ある妙計を以て暴富を致しふるならん
 と耳を聳て諦聽せしよゴールド氏の徐に其履歴を陳て曰く滿坐諸君
 私の當國デラウチア州ロッキンヒューリーの産にて當年四十七歳なり
 父の小農にして家極めて貧しく僅に牝牛二十頭を有するに過ぎざれ
 ば私と姉妹と共に朝暮其乳を搾り熱天徒跣して牧場を奔走し居たれ
 ども生來農耕を好まざれば愚父に乞て自宅を距ると十五英里の學校

傳

記

に通學せんとせしか愚父の容易に之を許さず農耕に勉強せば其請を
 許さんとありたれば如何のせんと思ひ居りしに學校の隣地より一工匠
 ありて家僮と雇はんとすると聞き遂に其備に應したるか晝の使役に
 忙しけれれば唯夜間を以て書を読みたり此時私の年初めて十四あり
 しか爾後一年學校に通ひ算術測量の事を知り又之を好みて遂に測
 量者となり地圖を製する人と其事を與にして纔かに糊口の資を得た
 れ共此際貧に驅られて萬事意の如くおらず街道を通行するにも滿胸
 憂慮を抱くか故に事々皆不平哀苦の感を添へ殆んど之を制する能は
 ざれば時に林中を徘徊して大喝朗吟以て其憤悶を消遣するに至りた
 り（此一段を陳へ畢て聲色爲に類ひし仰低回古今の感に堪へざりけん
 互に唯刻苦勉勵に在りとの實歴を聞き扱私ハ糊口の資を得るか爲め地
 圖を製する人に集られて一月二十弗の給料を受くる筈なりしかバ
 今將に測量に取掛りたるアルスター郡を測量せん爲め機械を携へて

傳

出立せんとせしに雇主と私ふ手帳一冊を渡して云ふやう足下旅行の
 際日常要品を買ひんとせと先づ拙者の姓名を告げて此帳に買品及び
 代價を記入せよ左すれば先方にては拙者の信用を以て物品を足下に
 貸與せんと私と此言を聞て心は獨り怪みたれども己を得ず其家を立
 出たるが素より一錢をも所持せざれば其翌日或る店頭に入て物品を
 買ひ店丁に向て手帳を示し且つ雇主の姓名と語りたるに丁店の色と
 作し御身と未だ彼の雇主を知らざるや彼れ失敗を取ること既に三回に
 及へり御身とて之を知らざる謂れなし御身の金錢を持ちながら詐つ
 て私々の知らざるを利とするの意かど詰り問とれて私と何んと返辞も
 泣顔あて能くく其懷中を改め見せ切に其他なきを示したれば店丁
 も漸く之を信し其品物代を貸し呉たれど頼て其店を辞し去りて物案
 しながら歩を進め又手を又して心を定め行く間程なく農家あり頃と
 早や日午を過ぎたれども朝來空腹にて堪へ難ければ先づ其農家より立

記

傳

寄りて懇一飯を乞ひたるに老嫗の私に麪包を給し老農も又眞實を
 示して私の方向等を聞き定め凡そ七ツリングを恵みたるが其一塊
 の銀貨こそ當時私の身に取りて實に万鎰の黄白も勝り幾度之を打
 見やりて獨り其勇を増すとを得たり其後程を経てアルスターの地圖
 も成就したれば之を五百弗にて賣渡しテラウチア、アルパニーの地圖
 を作りて遂に五千弗を貯藏するに至りたり

記

私と諸郡の測量に従事せし際サドック、ブラット氏と相識りて利害相
 救ひ氣質互に投合したれの同氏の私と誘ふて柔皮の業を営ましめ既
 にして私を本州の西部に赴かしめたり扱て既に西部に到りて其地方
 を視察するは樹林良材に乏しからざれば此遺寶を棄て去るは忍びず
 願に此地に木挽場材木店と設立し専ら木材切出しを業としたり其後
 程と經て私の材木營業を紐育府の豪商チャレス、エム、リユー、ア氏に賣
 渡せしに未だ幾年あらずして千八百五十八年の商業恐慌を生し來り

傳

私と運強くして別に損毛を蒙らざれ共リユーア氏と之が爲めに失敗して竟も自殺をなすに至れり此恐慌に際して金融に閉塞し物價と低落しラトランド及び華盛頓鐵道株券の如きと呼價の十分一に低下せしかば私と竊も以爲らく今若し此株券を買込み置がば其市價早晚舊に復し巨利を占むるに至る可しと此に於て資力を傾けて鐵道事業を營み遂に一方の鐵道社長とあり會計官とあり大に事務も勉勵し居たるが此時に至て私が嚮きに買込み置きたる株券と忽ち其市價を復して券面金額同様に騰貴したれば私の懷中次第も溫度を増し來り更に其他の鐵道を買入るゝとを得先づレンセラル、サラトガ鐵道を購得し次にクリブランド、ピッツボルク等の鐵道株券を買込るに當時一株六十弗の株券忽ち百廿弗迄に騰貴して大に利益を博しければ更も事業を擴張してペンシルバニヤ州も鐵道を布設せり時に私とチカゴ州にて共同大平洋鐵道の株主に邂逅したるに其人私に向て該鐵道

記

傳

の利益を説き頻りに加入を勸むるより私も遂に之を承諾したるに同人と程なく物故したれば該鐵道會長の責任と方に私の頭上も掛り利金配當の期限と將も來らんとし會社の受取る可き資本の滞り勝にて頗る窮困に陥りたれば共私と此處ぞ智囊を摺る場所ありと覺悟し鐵道會社の役員と相談して其信用を回復し一時の倒瀾を支へんと有合ふ資本を掻き集めて稍其急場を繕ひたり私と此鐵道事業を經營するの傍に石炭及鑛坑を開き又農業を獎勵し或と商店を營みたるに爲すと皆其圖に中り一木能く大廈の覆るを支へて存亡旦夕に迫りたる大平洋鐵道會社も速に其繁昌を回復し株主に相應の利金を配當するとを得たれば世人も一時の驚嘆せしものゝ口善惡あき亞米利加の童の習として大平洋鐵道のシェーゴールの鐵道あり一人にて此鐵道を管理するも最も危険ある事ありと頻りに種々の批評を爲すより私も敢て之に逆らす輿論の勢力にと低頭平身する方適當ならんと速も株

記

主を殖したれば世人と争ふて資本を投し婀娜たる貴女に至るまで香奩中の貯金を取出して之を株金とすもの少からざりし

斯くて私と世論に従ひ大に株主を増したるお貴女紳士争ふて之に應し其後の加入も追々増して今日にては株主既七千人の多きお上りたり扱て私がその次の大事業と艦長ガリソン氏よりミツソリーの鐵道を買込むの一件なりこの鐵道のセントルイ府よりカンサス府に連りたる三百八十七英里の線路あるが私の之を買込みしと敢て利益を攫取するの意に非ず當時私の財産と既に達す可きの巨額に達したれば貯金の野心と最早其頂點を經過して復た守錢奴を學ぶを要せずさればミツソリー鐵道を買込みたる之を從來所有の鐵道に联接し大に交通の氣脈を開て世間商業の繁營を希望せしに外ならず今日の所にては此鐵道も最早一万英里に延長し初め之を買込し時と一週間の取揚高僅々七万弗お満さりしも次第に之を増加して先月中の取揚

傳

記

傳

記

總高と五百十五弗に達したり私と其他數個鐵道會社に長たりしも大抵力を一二の會社に集て専ら其事務を管理し居れり(此時教育勸勞會關係に就き向一説を聞かんを所望すと述べ)私の御問ひに應して是から一言を申上げんに元來電線と鉄道とい文明の最大元素にして兩者相離る可らずされり本州の電線鐵道の如きも亦常に相伴ふて進歩したり私の太平大西兩洋電信會社株券の大半を所有すると茲に年あり私の此株券を購入するの利益を認めてより一度も之を購入するの好機を失ひたるとおし其後右の兩會社が西共同會社と合併せし時私と大將イーケルト氏を其社長と爲さんとせしが衆議協(かたは)す私の企望も畫餅に屬したれど斯くて止むべきことならねばさらに一大會社を設け同氏を其社長となしあくまで素望を達せんものと遽に米國共同會社を設けたるを程を経て此會社を西共同會社と合併しイーケルト氏を推して社長となしたれば私の企望も茲に満足したるの姿なり私

己れの事業に世人の信用を措かしめん爲め今日に至るまで利益歳入等の一々これを公衆に告知したるか是ぞ私か生財産を殖するの策略あり此他ゴールト氏の共同罷工、專賣免許勞役資本等に就て陳へたれども今之を省略す私の長々しく自傳を陳べ來りたれども茲に一言を留めて此坐を退かん其の他に非私何事にても自から支配し敢て立法を要せざるものと存す又我々か本州に在て各其業と營むに我が現政府の果して政府中の集大成あるとを證せんとの意を抱き居れりと存す我々の共に本州の歴史を作るの最中あり我々の協心戮力し共に其業を營むの最中あり上下貧富苟も本州に在るもの、我が社會の制度を完成せん爲め周旋盡力し居らざるもの、かかる可し右畢てゴールト氏と徐に其席に復したるが之を傳聞したるものと皆なゴールト氏の人となり慕ひパリ、マーガセット新聞の如き彼の自由及び貧民保護同盟杯の諸會社の争ふてゴールト氏に向ひ其社長たる

傳

記

を要求するならんと評したり

●日本起業家岩崎彌太郎氏傳

古人も云へる如く深山大澤に龍蛇を生ずと實みや海南に僻在せる土佐の國の古來其住民未開にして他國と交通せるとさへ甚だ稀れありしが維新の頃より所謂豪傑奇偉の人物續々輩出するが中にも岩崎彌太郎君の身村閩より起りて遂に天下の富と左右するに至りたる其功勳の著しき歐洲の名士にも愧ぢざるの人とこそ謂ふ可けれ君の天保五年十二月を以て土佐の國安藝郡井ノ口村に生れ父を彌三郎と稱し世々一郷の豪族ありけるが君の幼少ありし時の母の家小野氏に就いて學を受け後又小牧周平氏の門に入り業を修めたるか元とより天敏の英才あれば學業も次第に上達せし殊に其香牛の氣象の早已に

傳

記

傳

此の頃より人に知られける君かまだ八九歳の頃とかや或る日近隣の群童を伴ひ小高き丘たかねを遊あそびけるか遙とほくに海上を打ち眺めつゝ思おもはず嘆息して曰ひけるとまこと美うつくしき海原うみはら哉吾他年志を得えべ必かならずきや此の海原に機行して航權を掌握すべしと因つて日々此海岸に遊び群童を集め小板を海上に投じ自から之を指揮して戯れと爲せり實じつに君が異日天下の耳目を驚かしたる一世の洪業の己に此の時に胚胎せりと謂ふべきあり君又幼年の頃より文才衆に秀でけるか十四歳の時高知藩山内養徳公の召よひ應じ御前にて即是の詩を賦し賞金若干を賜たまはりしとあり是れよりして一藩の人々皆君を稱して奇童とを呼びにける爾來君と高知に留まり岡本疊浦に従ひ博く和漢の學を修め益々切磋の業怠らず遂に安政五年笈を負ふて江戸に來り安積良齋先生の門より入いり號を東山と稱し愈々學業大成の時に際し茲こゝより一いの不幸の事こと予出來なしたりけるそと安政六年の事ありしか君の生父彌三郎氏と國元に在り

記

傳

不圖したる事より村吏と爭論を爲したる爲ためめ誣告せられて無實の罪つとみ陥おしおいれられける時ときお君の良齋の塾じゆくに在りて斯かる報知を得るや憂憤うゑんの情遣る方なく直ちに行装を調ひ晝夜兼行して國に歸りけるか固かたより當時君と尙ほ書生の身分あれあり身に多くの蓄たくわもああく道中旅費りょひあさへ乏ちしく頗る困苦を極め行くくく食を乞ふに至りしとかん斯かて家に歸るや急いそぎ郡奉行の邸ていに至りしに父の冤罪を哀訴あいつなしけれども奉行と嘗かつつて村吏の賄賂を受けたる故を以て君の訴狀うそがたの一も採用せず直ちに却下に及びけれれり君の夜竊やせうかに奉行の門に至り一聯句其門に大書して殘しける其文に曰いふ官くわん以賄賂うゑり成獄てい囚り愛憎あいそ決けつと翌日奉行の之と見て怒り命して削り去らせけるを君の更に又其夜忍び行きて同じ聯句を役所の壁かに大書したり奉行は大に怒り今度と棄て置き難しとて其筆者を搜索せしめけれれと君と逃れ難く遂に擄さらの身と予ありにける當時吟味の役人私ひそかに君の志を憐あはれみ故ゆゑらに辭ことばを和ならけ君に向ひ此

記

度の事とよもや汝の所爲に非ざるへしと問ひければ君と暫し默然としてありけるが思ふ所在で斷然事の實を白狀し併せて又た父の謝罪を請しかども更らに採用さきのみからず官と對し不敬ありとて以來の城下近傍の地に住居することと禁せらる是れより君の家を移して神田村に屏居し日夜讀書と以て業とあし旁ら當時の名門大家と深く好みを結び互ひに交通あしけるか中にも後藤象二郎坂本龍馬等の諸士の時々君と往來して最も親交あせしと云ふ居ること數年あして君罪を釋され藩の命を以て長崎に赴き外國人の風俗情狀を視察し歸途各地を巡遊し大隈重信等の諸名士と交を結びしとあん後慶應二年に至り藩に仕へて開成館を奉職し管内勸業の事を掌どり其明年藩又君か商機を敏にして能く理材の道に長せるを以て命じて長崎通商の事務と取扱としむ是れも因り君復た長崎に到り日夜事に鞅掌し機に應じて役を施し大に商政を張り國費を助けたりと云ふ此の頃君始めて

西海に航し遂に朝鮮の蔚陵峰に到り此を木標を建て之れに「大日本岩崎彌太郎奉藩命發見本島」と大書して歸りたり蓋し我邦中世以來朝鮮に航行せし者君を以て嚆矢と爲すと云へり其後幾くもあく君藩に還り小參事に任じ大阪留守居職を命せられ會計の事務と担当せしが當時の維新の際にして國家頗る多事随つて財政常々欠乏を告げ百般の憂を蒙りて振とざりしかども君と乃毅然として其間に立ら百方周旋して倦まざ武と通商の業を盛んにし或は藩の紙幣を交換し或は列藩と貸借の法を制する等計略一にして足らざる皆其効を奏しふりといふ就中君が他日洪業を成せる航海運輸の基と開きたる九十九商會の如きも君が此の際に於て創立せる者なり蓋し是れよりも先き藩の所有に係る船舶數艘ありけるが維新の際國費多端にして之を維持せざることも難かりしを以て一旦之れを君に委任して取扱方を命ぜし事ありけり此時君の得意の事あり欣然として之れを肯ひ此に始て運送會

社を興し平生と此等の船舶を以て通商運搬の便に供し一朝事ある時
 と之れを以て藩の用とあし軍事に充るを以て目的とあし此會社を九
 十九商會とぞ名づけける君の此の法ふ由り一の以て藩政の罷弊を補
 ひ一の以て隱然他日天下の航權を占るの階梯を組織せしが折しも明
 治四年廢藩置縣の制を布るゝに及んで君の藩職を辞すると共に斷然
 九十九商會と解散し公に其船舶を擧げて盡く之を藩に還へし剩へ營
 業の利金數万圓を獻して同藩士族授産の資充て改めて自から藩に請
 ぶて數艘の船舶を購ひ是に於て始めて一の私立瀛船運送會社を創立
 し是れを三菱會社と名づけゝる或の云ふ舊藩主山内家の徽號三柏に
 象り三菱を以て商會の徽號とあし因つて又之れを以て會社名づけ
 たりと後に至り政府も此社を便利とし郵便送達の事を委託せしによ
 り更も郵便瀛船三菱會社と稱ひ是れより全國の航權と漸く既でに君
 の掌中と歸し君が幼時の一言の果して徴あるに至れり後明治七年江

傳

記

傳

記

藤新平島義勇の徒、亂を肥前佐賀に作そに及び政府の君に命じ其所
 有の船舶を以て戰地運送の用供せしめたり是に於て君自から以爲
 らく是れ方に力を伸ぶるの秋なりと因つて此歳を以て始めて商會を
 東京に移し益す其業を盛んにせり其後幾くもあくして佐賀の亂に平
 定せしが尋て又台灣の事起りければ君又請ふて軍事回漕の事に任じ
 大に其効を奏したりしが事平ぎて後ち更に航路を上海に開き益す航
 權を擴張せり茲又一難事の生じたるに此の際大平洋瀛船會社ある者
 ありて屢は我國の近海に來往し君が占有せる所の航路を奪ひんとす
 企てける此に於て君奮然志を決し必ず競争を以て彼れを取走せしめ
 んと臨機謀を設けて百敗屈せし遂大捷を得たりしが後明治九年に至
 り亦もや一大敵を生じたりその他に非老即ち英國にも名高き瀛船會
 社にて「ビオー」會社と稱せるが此頃新たに支店を横濱に設け盛んに
 船舶を出だし三菱會社と競争を試みたるの一事にして名よし負ふ富

傳

強國の商社なれの中々之れに當るべしとも見へざりける、左れども君の豪膽ある此等の事を以て毫も心を動かさず益す船舶を増して雌雄を永遠に決せんと欲し百方力を盡くしければ數十回の競争後遂に克く彼の船舶として我々近海に近づく能はざらしむるに至れり斯く一回からを再度まで強敵を挫いて全勝を得たるは固より時の幸運といふ君が才勇拔群あるに非ればいかで能く此に至らんや斯くて西南の役にも君政府の命を奉じ其所有の船舶を以て盡く之れを軍用に供し頗る功勞ありければ事の平くお及んで勅命により勳四等に叙せらける、是れよりして三菱の名は天下に轟き君の富は海内に冠たるに至れり、凡そ物、盈つれば缺くるあり充全なれば不足を生ずるの習ひは縦ひ一世と動かすの豪傑も之を如何ともする能はざりて明治十七年六月の頃より君圖らるも病に罹り醫療も終らざりて其功を奏せざりて明年二月に至りければ病勢愈々募り其六日從五位に叙せられ翌日卒らば東京の私邸

記

傳

に於て五十二歳にして歿したり息子の久彌と稱し今現に米國に留學中あるを以て君の實弟彌之助氏代つて家事を整理し童す夷頗の富を累ね家門日日月其榮を極むと云ふ君が一生の實に洪業を起すに於て常に餘力あらざる中にも天性慈仁の心深きか故時々貧民を救恤し學校を起し學生を養ふ等前後實に枚擧するに遑あらず故に今に至るまで君に頼りて業を成し家を興したる者の皆感泣して遺徳を追慕して止まずと云ふ君の如きは眞に今世商業家中の英傑と稱すべき也

記

金續篇大尾

明治二十一年十二月十日印刷
全二十一年十二月廿日出版

正價金三拾五錢

譯者 坂 牧 勇 助

東京牛込區馬場下町卅一番地

發行者 大 橋 佐 平

東京日本橋區本町一丁目十二番地

印刷者 宮 本 敦

東京日本橋區銀座二丁目十二番地
愛善社


版權登錄

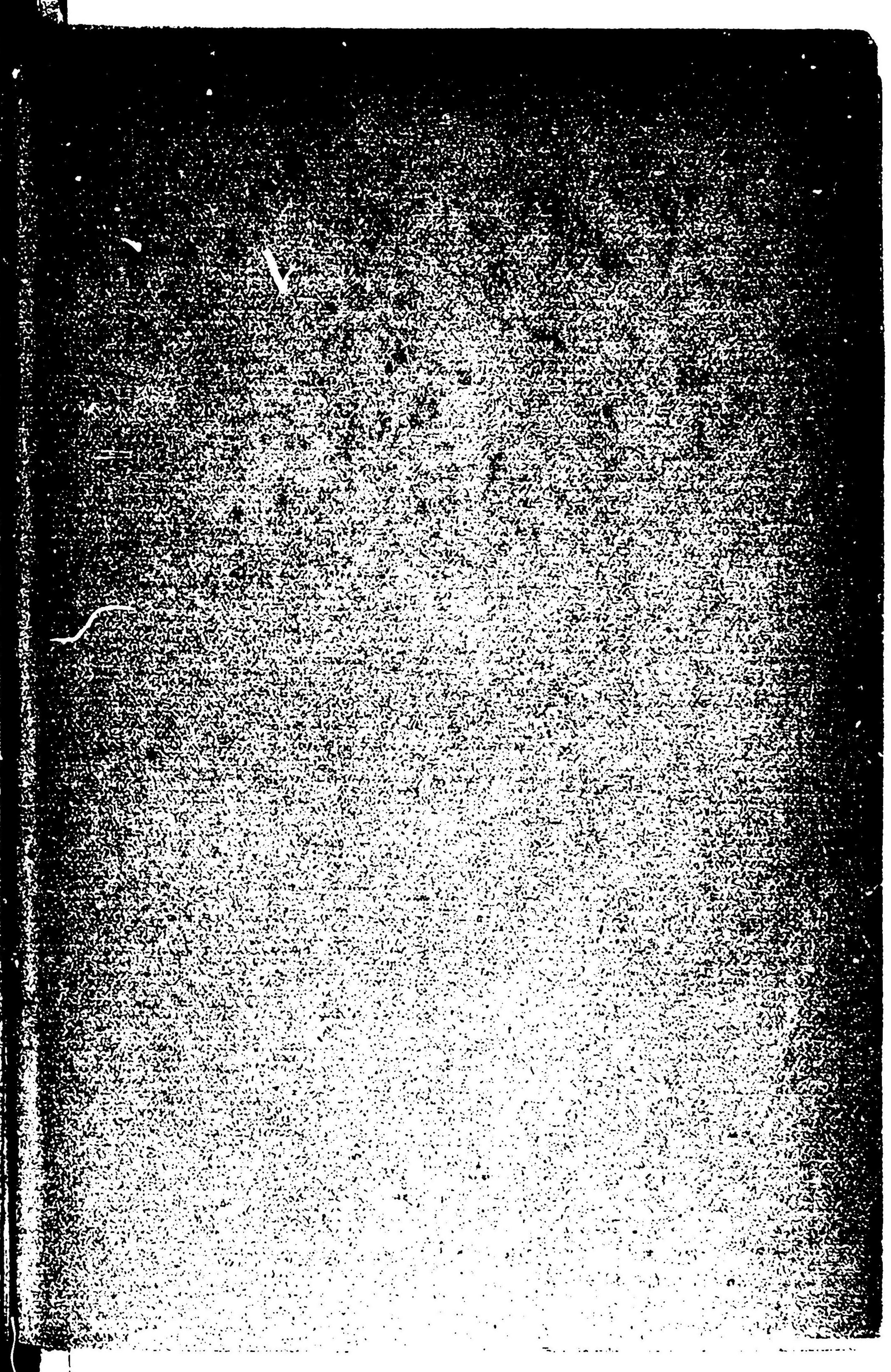


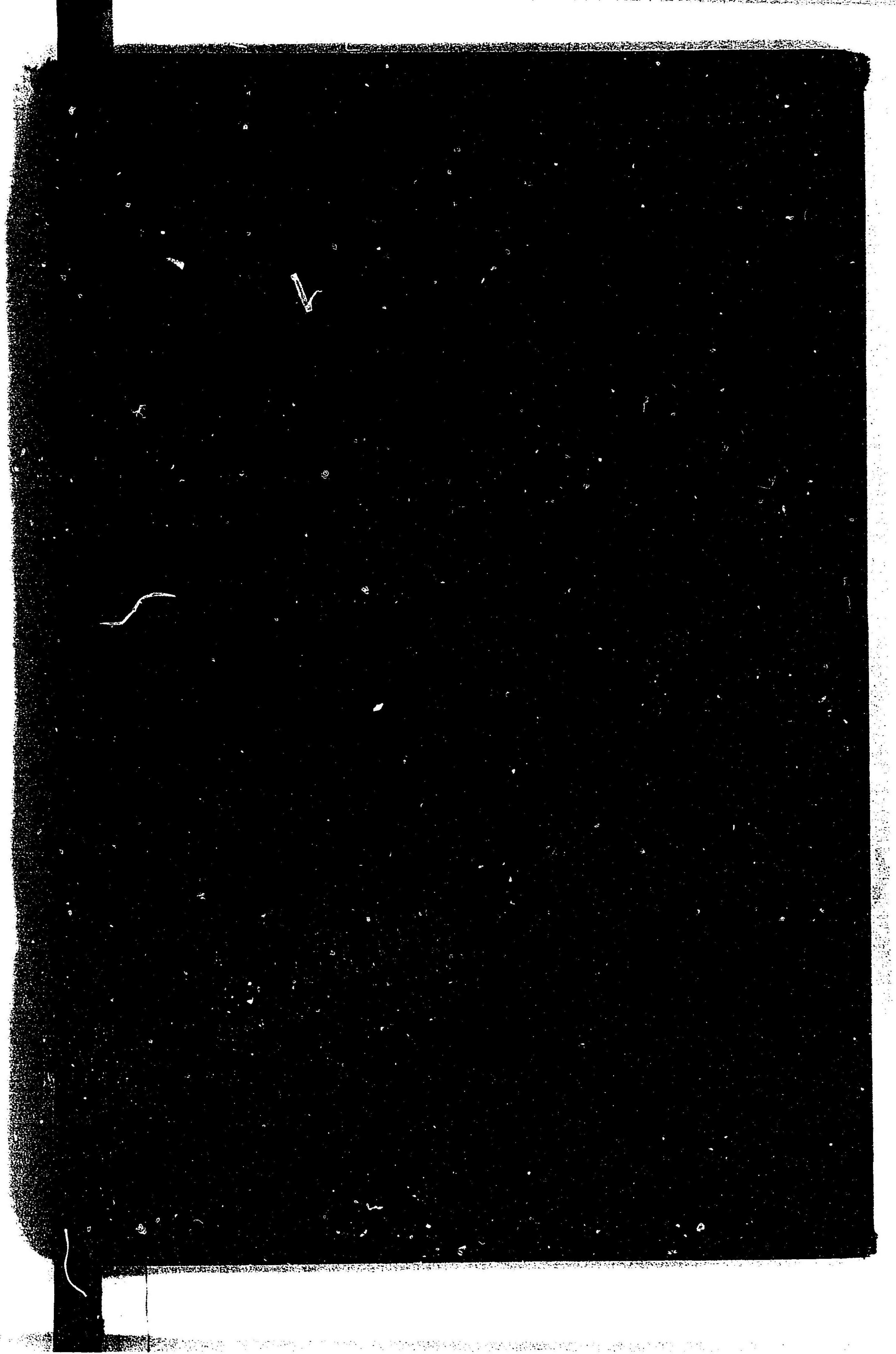
東京日本橋區本町三丁目

發賣元 博文館









17
45



